

姫路市・西播介護サービス事業者連絡協議会 慶弔規程

(目 的)

第1条 この規程は、姫路市・西播介護サービス事業者連絡協議会（以下「協議会」という。）として従来から慣例的に行われて来た慶弔行為を明文化することにより、個々の取り扱いについて差が生じないように、又疑義を防止し、会員相互の心的つながりを促進する為、定めるものである。

(慶 事)

第2条 結婚・出産・等々一般的な慶事については、協議会としては取り扱わないこととする。

(弔 事)

第3条 協議会の理事の弔事、または会長・副会長が必要と認めた者の弔事に際しては、弔電を送り、10,000 円の弔慰金を贈呈する。

- 2 早期に死亡を知った理事は、会長または事務局に知らせること。
- 3 上記に対する返礼はしないこととする。

(その他)

第4条 この規程の適用に際し、金額・その取り扱い等に疑義を生じた場合は、事案の発生したとき理事会に諮り協議するものとする。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。